

和 (なごみ)合同事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-7 2F
Tel 03-3431-2381 Fax 03-3431-2386

パグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

December 2005

なごみ便り

www.101dog.co.jp

-法改正- 65歳定年義務化への対応は？

今年も残り少なくなってきました。来年度、人事面で最も影響が大きいと思われるのは高年齢者雇用安定法の改正であり、これにより4月からは60歳以降も高齢者を雇用する措置を講じる必要が出てきました。引き続き高齢者を雇用しなければならない年齢は下表のとおり段階的に上げられ、最終的には65歳になります。

平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日	: 62 歳
平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日	: 63 歳
平成 22 年 4 月 1 日 ~ 平成 25 年 3 月 31 日	: 64 歳
平成 25 年 4 月 1 日 ~	: 65 歳

高齢者を雇用する措置としては3つの選択肢が用意されています。

定年の引上げ

継続雇用制度の導入

定年の定め廃止

3つの制度はそれぞれメリット・デメリットがありますが、継続雇用制度の導入では賃金水準を60歳前より低く設定することができ、会社の負担軽減が可能ですので、中小企業にとって一番現実的であると言われています。

継続雇用制度

再雇用制度

定年により退職した日の翌日から7日以内に再び雇入れ、一定期間ごとに雇用契約を更新することにより、中断することなく継続して雇用する制度

勤務延長制度

定年後も一定期間ごとに雇用契約を更新することにより、中断することなく継続して雇用する制度

在籍出向制度

定年後も一定の要件を満たす在籍出向により雇用を継続させ、出向契約に基づき、出向先事業所に対して出向期間中の給与について補助を行う制度

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

継続雇用制度の導入に当たって必要な手順は次のとおりで、いずれも欠かせない重要項目です。

継続雇用対象者を限定 労使協定の締結 (就業規則に規定)	継続雇用の基準を労使で協議 決定された基準を基に労使協定を締結 協議が整わない時は3年間、(300人以下の会社は5年間) 就業規則に定めるのも可
嘱託規程の作成 最適賃金の設計 賃金・退職金制度の見直し 適材適所へ配置 職場環境の整備 モチベーション対策	通常の正社員とは異なる労働条件で働く 給付金と年金をうまく活用し人件費を抑制 年功重視から能力重視へ 高齢者に適した職務へ適正配置 作業環境等の見直し 賃金低下によるモチベーションの低下を防止する

また、定年の引上げや継続雇用制度を新たに導入した企業に支給される助成金は、平成18年4月以降内容が以下のとおり見直される予定です。

継続雇用定着促進助成金

例：常用被保険者数10人以上100人未満の企業で継続雇用制度を導入した場合

現行 毎年60万円が最大5年間受給可能。

変更後 平成18年度は最大3年間受給可能。以後は義務化年齢の引上げに伴って減少。
変更内容は現時点での予想であり、変わる場合があります。

詳細については2月に開催予定の当事務所主催セミナーにて解説させていただきますので、50歳以上の従業員を抱えておられる企業の皆様、あるいは、従業員に少しでも長く勤め続けて欲しいと思っておられる企業の皆様には、是非ご参加いただきたいと思います。

セミナーに関するお問い合わせは当事務所担当者までお願い致します。



就業規則等の変更と
助成金の申請は
3月までに済ませましょう！！

(文章担当：高落聡子)

～ 経営者の皆様へ～

毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」、「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますようお願い致します。(06-6944-4117まで)